

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律 新旧対照表目次

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

(第一條関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改正前（一元化法による改正後）

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 削除

第三章 共済運営委員会（第十二条・第十三条）

第四章 加入者（第十四条—第十七条）

第五章 給付及び福祉事業

第一節 削除

第二節 給付（第二十条—第二十五条）

第三節 福祉事業（第二十六条）

第六章 掛金等並びに国及び都道府県の補助（第二十七条—第三十五

条）

第七章 共済審査会（第三十六条—第三十八条）

第八章 高齢の教職員等に係る特例（第三十九条—第四十五条）

第九章 雜則（第四十六条—第四十九条）

第十章 罰則（第五十条—第五十二条）

附則

第一章 総則

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 削除

第三章 共済運営委員会（第十二条・第十三条）

第四章 加入者（第十四条—第十七条）

第五章 給付及び福祉事業

第一節 削除

第二節 給付（第二十条—第二十五条）

第三節 福祉事業（第二十六条）

第六章 掛金等並びに国及び都道府県の補助（第二十七条—第三十五

条）

第七章 共済審査会（第三十六条—第三十八条）

第八章 高齢の教職員等に係る特例（第三十九条—第四十条）

第九章 雜則（第四十六条—第四十九条）

第十章 罰則（第五十条—第五十二条）

附則

第一章 総則

(非課税)

第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職年金及び職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

第二章 削除

第三章 共済運営委員会

第四章 加入者

第五章 給付及び福祉事業

第一節 削除

第二節 給付

(給付)

第二十条 (略)

2| この法律による退職等年金給付は、次のとおりとする。

一| 退職年金

二| 職務障害年金

三| 職務遺族年金

3| 事業団は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(非課税)

第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

第二章 削除

第三章 共済運営委員会

第四章 加入者

第五章 給付及び福祉事業

第一節 削除

第二節 給付

(給付)

第二十条 (略)

2| 事業団は、政令で定めるところにより、前項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

3| 事業団は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(標準報酬月額)

第二十二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	標準報酬月額の等級	標準報酬月額
							標準報酬月額
一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	第一級	標準報酬月額
一三〇、〇〇〇円以上 未満	一二三、〇〇〇円以上 未満	一一四、〇〇〇円以上 未満	一一〇七、〇〇〇円以上 未満	一〇一、〇〇〇円以上 未満	一〇一、〇〇〇円未満	第二級	報酬月額

(標準報酬月額)

第二十二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（次項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	標準報酬月額の等級	標準報酬月額
							標準報酬月額
一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	第一級	標準報酬月額
一三〇、〇〇〇円以上 未満	一二三、〇〇〇円以上 未満	一一四、〇〇〇円以上 未満	一一〇七、〇〇〇円以上 未満	一〇一、〇〇〇円以上 未満	一〇一、〇〇〇円未満	第二級	報酬月額

第十五級	第十四級	第十三級	第十二級	第十一級	第十級	第九級	第八級	第七級
二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円
二五〇、〇〇〇円未満以上	二三〇、〇〇〇円未満以上	二一〇、〇〇〇円未満以上	一九五、〇〇〇円未満以上	一八五、〇〇〇円未満以上	一七五、〇〇〇円未満以上	一六五、〇〇〇円未満以上	一五五、〇〇〇円未満以上	一四六、〇〇〇円未満以上

第十五級	第十四級	第十三級	第十二級	第十一級	第十級	第九級	第八級	第七級
二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円
二五〇、〇〇〇円未満以上	二三〇、〇〇〇円未満以上	二一〇、〇〇〇円未満以上	一九五、〇〇〇円未満以上	一八五、〇〇〇円未満以上	一七五、〇〇〇円未満以上	一六五、〇〇〇円未満以上	一五五、〇〇〇円未満以上	一四六、〇〇〇円未満以上

第十六級	第十七級	第十八級	第十九級	第二十級	第二十一級	第二十二級	第二十三級	第二十四級
二六〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三八〇、〇〇〇円以上	四一〇、〇〇〇円以上	四四〇、〇〇〇円以上
二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満以上	四二五、〇〇〇円以上

第十六級	第十七級	第十八級	第十九級	第二十級	第二十一級	第二十二級	第二十三級	第二十四級
二六〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円以上	三八〇、〇〇〇円以上	四一〇、〇〇〇円以上	四四〇、〇〇〇円以上
二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満以上	四二五、〇〇〇円以上

第二十五級	第二十六級	第二十七級	第二十八級	第二十九級	第三十級
四五五、〇〇〇円未満	四八五、〇〇〇円未満	五一五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満	五六〇、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満	六一〇、〇〇〇円以上
四五五、〇〇〇円未満	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満	五六〇、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満	五九〇、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円以上	六一〇、〇〇〇円以上

第二十五級	第二十六級	第二十七級	第二十八級	第二十九級	第三十級	第三十一級	第三十二級
四五五、〇〇〇円未満	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満	五六〇、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満	五六〇、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満	六一〇、〇〇〇円以上	六五〇、〇〇〇円以上	六八〇、〇〇〇円以上
四五五、〇〇〇円未満	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満	五六〇、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満	五六〇、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満	六一〇、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満	六九五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満

第四十一級	第四十級	第三十九級	第三十八級	第三十七級	第三十六級	第三十五級	第三十四級	第三十三級
一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	九八〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	七一〇、〇〇〇円
一、二五、〇〇〇円未満以上	一、〇五五、〇〇〇円未満以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満以上	九五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満	九〇五、〇〇〇円未満	八五五、〇〇〇円未満	八一〇、〇〇〇円未満	七七〇、〇〇〇円未満

2 短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表中「」とあるのは、「」

第三十二級	第三十一級	第三十級	第二十九級
六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六一〇、〇〇〇円	六一〇、〇〇〇円
六九五、〇〇〇円未満	六六五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満	六〇五、〇〇〇円以上

第四十二級	第四十三級
一、一五〇、〇〇〇円	一、二一〇、〇〇〇円
一、一七五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満

第四十一級	第四十級	第三十九級	第三十八級	第三十七級	第三十六級	第三十五級	第三十四級	第三十三級	
一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	九八〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	七一〇、〇〇〇円	
一、〇五五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満	一、〇〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満	九〇五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満	八五五、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満	七七〇、〇〇〇円未満	六九五、〇〇〇円以上

第四十二級	一、一五〇、〇〇〇円未満	一、一一五、〇〇〇円未満
第四十三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円未満 一、一七五、〇〇〇円以上

」とする。

3 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の

規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十条第三項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び同条第三項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

4 退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法第四十条第四項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めることにより第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十二条の二第二項

の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第二項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

い。

5|
6|
（略）

7| 第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される加入者については、その年に限り適用しない。

8|
9|
（略）

12| 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

13|
14|
（略）

16| 加入者の報酬月額が、第五項、第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第五項、第八項

3|
4|
（略）

5| 第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される加入者については、その年に限り適用しない。

6|
9|
（略）

10| 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

11|
12|
（略）

14| 加入者の報酬月額が、第三項、第六項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、

、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける他の教職員等の報酬月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の報酬月額とする。

(標準賞与額の決定)

第二十三条 事業団は、加入者が賞与を受けた月において、その月に当該加入者が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 | 短期給付等事務に関する前項の規定の適用については、同項後段中「標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円」とあるのは、「加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百四十万円（前条第三項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

3 | 前条第四項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われた場合における退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛

第八項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける他の教職員等の報酬月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の報酬月額とする。

(標準賞与額の決定)

第二十三条 事業団は、加入者が賞与を受けた月において、その月に当該加入者が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

金の徴収に関する標準賞与額については、第一項後段中「百五十万円を」とあるのは、「百五十万円（前条第四項の規定による標準報酬額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）」とする。

4 前条第十六項の規定は、標準賞与額の算定について準用する。

（給付額等の端数計算）

第二十四条 短期給付の額に一円に満たない端数を生じたときは、これを一円に切り上げる。

2 （略）

3 | 退職等年金給付の額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び退職等年金給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十五条第一項、第四十九条から第五十一条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第三節第一款及び第二款、第七十四条、第七十九条の三第五項、第九十六条並びに第九十七条第四項を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条並びに別表第一の五、附則第十二条、附則第十三条、附則第十四条並びに別表第一の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第三十九条第一項、九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三

2 前条第十四項の規定は、標準賞与額の算定について準用する。

（給付額等の端数計算）

第二十四条 短期給付（第二十条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額に一円に満たない端数を生じたときは、これを一円に切り上げる。

2 （略）

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第五十一条から第五十二条の三まで、第五十三条の六、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十四条を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条並びに別表第一の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第三十九条第一項、九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三

第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十五条第一項、第二項及び第四項、第七十八条第二項及び第五項、第七十九条第二項及び第五項、第七十九条の四第一項第一号、第八十四条第三項、第九十条第三項、第九十七条第一項、第一百二十六条の五第五項第四号並びに附則第十二条第一項から第五項まで及び第八項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「公務遺族年金」とあるのは「職務遺族年金」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「公務障害年金」とあるのは「職務障害年金」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「公務傷病」とあるのは「職務傷病」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		(略)
第三十九条第一項	組合（退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第一百十三条において同じ。）が決	
	する	日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が決定

項、第六十七条第二項、第一百二十六条の五第五項第四号並びに附則第十二条第一項から第五項まで及び第八項の規定を除く。) 中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第四十一条第一項	
(略)	組合	
(略)	日本私立学校振興・共 済事業団（以下「事 業 団」という。）	

その保険医又は主治の 又は健康保険法	年金保険法第三十三条 の規定によりその権利 を有する者の請求に基 づいて連合会が裁定す る	(削除)		定し、厚生年金保険給 付を受ける権利は厚生
その学校法人等、保 険 若しくは健康保険法	第五十五条第一項第三 号に掲げる保険医療機 関	第四十六条第二項		

その保険医又は主治の 又は健康保険法	第五十二条の四	第五十三条の三 二項	第五十二条の二第一項	第五十一条及び第五十 二条
その学校法人等、保 険 若しくは健康保険法	第五十五条第一項第三 号に掲げる保険医療機 関	第四十六条第二項	第五十二条の二第一項	私立学校教職員共済法 第二十条

第七十五条第二項				第六十九条	(略)			第五十二条	
組合員		標準期末手当等の額	標準報酬の月額	組合員期間	(略)	(略)	第四十条第一項	前二条	医師
加入者	～ る標準賞与額をいう。	標準賞与額（同法第二十三条第一項に規定する標準賞与額をいう。）	標準報酬月額	じ。 第一項に規定する加入者期間をいう。以下同	加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同）	(略)	同法第二十二条第一項	三項 第二十条第一項及び第三項	医又は主治の医師

(追加)				第六十九条	(追加)			(追加)	
					(略)	(略)			医師
					(略)	(略)			医又は主治の医師

第七十八条第二項		第七十五条の三第一項	第七十五条第四項					
に満たないときは、当	額（組合員期間が十年）	第一百条の二の二	從前標準報酬の月額	連合会の定款		退職等年金給付積立金	連合会の定款	
額	第五項	私立学校教職員共済法 第二十八条第四項及び	第三項の規定 第二十八条第二項及び	從前標準報酬月額	共濟規程	日本私立学校振興・共 済事業団法第三十三条 第一項第四号の經理に 係る勘定に属する積立 金	共濟規程（私立学校教 職員共済法第四条第一 項に規定する共濟規程 をいう。以下同じ。）	

(追加)	(追加)	(追加)	

第七十九条の三第 二項	第七十九条第五項	第七十九条第二項	第七十八条第五項	連合会の定款	該額に二分の一を乗じて得た額)	該額に二分の一を乗じて得た額)
（昭和二十八年法律第 国家公務員退職手当法） ける国家公務員法（昭	規定する退職をした 同号の退職をした	（昭和二十八年法律第 百八十二号）第五条第 一項第二号に掲げる	（昭和二十二年法律第百二 十号）第七十三条第四 号に掲げる分限免職の 事由に相当する事由に より解雇された	国家公務員の場合にお ける国家公務員法（昭 和二十二年法律第百二 十号）第七十三条第四 号に掲げる分限免職の 事由に相当する事由に より解雇された	共済規程	額

(追加)				

一項 第一号	第七十九条の四第 六項	第七十九条の三第 三項					百八十二号) 第五条第 一項第二号の退職をし た	和二十二年法律第百二 十号) 第七十三条第四 号に掲げる分限免職の 事由に相当する事由に より解雇された
員であつた者が死亡し 給付算定基礎額(組合)	前各項	規定(他の法令の規定 で同項の規定に相当す るものとして政令で定 めるものを含む。)	請求(他 の法令の規 定(他の法令の規定 で同項の規定に相当す るものとして政令で定 めるものに基づく請求 を含む。))	退職	同号の退職をした			
給付算定基礎額	第一項から第四項まで	規定	請求	解雇	その解雇された			

(追加)	(追加)	(追加)	

第八十五条第二項	第八十四条第三項	第八十四条第一項 及び第二項	第八十三条第四項	た場合において、その 者の組合員期間が十年 に満たないときは、当 該給付算定基礎額に二 分の一を乗じて得た額
後発公務傷病	じて得た額) 金算定基礎額に二を乗 きは、当該終身退職年 間が十年に満たないと 公務障害年金	額 終身退職年金算定基礎 額（その者の組合員期 間）	額 公務障害年金算定基礎	基準公務障害 その他公務傷病 基準公務傷病
後発職務傷病	額 終身退職年金算定基礎	職務障害年金	額 職務障害年金算定基礎	基準職務障害 その他職務傷病 基準職務傷病

(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

二項	及び第八十七条第一項及 び第二項	第九十条第一項及 び第二項	第九十七条第一項	第九十条第三項及 び第二項
その他公務障害	額	公務遺族年金算定基礎	終身退職年金算定基礎 (その者の組合員期間が十年に満たないと きは、当該終身退職年金算定基礎額に二乗 じて得た額)	終身退職年金算定基礎 (その者の組合員期 間が十年に満たないと きは、当該終身退職年 金算定基礎額に二乗 じて得た額)
その他職務障害	額	職務遺族年金算定基礎	終身退職年金算定基礎 (加入者若しくは加入者 であつた者)	終身退職年金算定基礎 (加入者若しくは加入者 であつた者)

(追加)	(追加)	(追加)

公務障害年金	組合員期間	<p>あつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないことは一部を支給しないこととする处分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる处分又はこれらに相当する处分をいう。第四項において同じ。）を受けた</p>
職務障害年金	加入者期間	

(略)		
(略)	定款	<p>掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金及び国の負担金を含む。）の合算額</p>
(略)	共済規程	<p>掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛け金を含み、介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する任意継続加入者にあつては介護納付金（介護保険法の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛け金を含む。）</p>

(略)		
(略)	定款	<p>掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛け金を含む。）の合算額</p>
(略)	共済規程 （私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）	<p>掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛け金を含み、介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する任意継続加入者にあつては介護納付金（介護保険法の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛け金を含む。）</p>

第三節 福祉事業

(福祉事業)

第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

一 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この号及び第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。）並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

二〇七 （略）

204 （略）

第六章 掛金等並びに国及び都道府県の補助

(掛金等)

第二十七条 （略）

2 掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）は、加入者期間の計算の基礎となる各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち加入者（附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることとなつた加入者を除く。）の資格及び介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を併せ有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）に限る。）につき、徵

第三節 福祉事業

(福祉事業)

第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この号及び第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。）並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

二〇七 （略）

204 （略）

第六章 掛金等並びに国及び都道府県の補助

(掛金等)

第二十七条 （略）

2 掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）は、加入者期間の計算の基礎となる各月（介護納付金（介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金にあつては、当該各月のうち加入者（附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることとができることとなつた加入者を除く。）の資格及び介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格及び介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）

収するものとする。

) の資格を併せ有する日を含む月 (政令で定めるものを除く。) に限り、徴収するものとする。

3 (略)

第七章 共済審査会

(審査請求)

第三十六条 加入者の資格若しくは給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、共済審査会に対し、文書又は口頭をもつて行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2 (略)

第八章 高齢の教職員等に係る特例

(短期給付に関する規定の適用の特例)

第三十九条 (略)
2・3 (略)

(掛金率の特例)

第四十条 前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用しないこととされた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割

3 (略)

第七章 共済審査会

(審査請求)

第三十六条 加入者の資格若しくは短期給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、共済審査会に対し、文書又は口頭をもつて行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2 (略)

第八章 高齢の教職員等に係る特例

第三十九条 (略)
2・3 (略)

第四十条 削除

合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

第九章 削除

(退職等年金給付に関する規定の適用の特例)

第四十一条 七十歳以上の教職員等に対するこの法律の退職等年金給付に関する規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 七十歳に達した日の前日において加入者であつた者で七十歳に達した日以後引き続き加入者であるもの 七十歳に達した日の前日に退職したものとみなす。
- 二 七十歳に達した日以後に加入者となつた者 加入者でないものとみなす。

(掛け金率の特例)

第四十二条 前条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者の掛け金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

第四十三条から第四十五条まで 削除

第四十一条から第四十五条まで 削除

削除

第九章 雜則

第十章 雜則

(事業団の報告聴取等)

第四十七条 (略)

(資料の提供)

第四十七条の二 事業団は、年金である給付に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めるものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣又は他の法律に基づく共済組合に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(秘密保持義務)

第四十七条の三 (略)

(秘密保持義務)

第四十七条の二 (略)**第十章** 罰則**第十一章** 罰則

第五十二条 **第四十七条の三**の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

第五十二条 **第四十七条の二**の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

21 前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、退職等年金給付に関する規定及び厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

26 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の

21 前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

26 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の

納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十二条第二項及び第二十五条の規定の適用については、第一十二条第二項並びに第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十五条の規定の適用については、同条の表第百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

◎ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

（第二一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前 (一元化法による改 正後)
（運営審議会）		（運営審議会）
第十八条　（略）		第十八条　（略）
2　審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的 的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第 二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。） のみに係るもの）を除く。）について審議する。	2　審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本 的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第八号まで、同条第 二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。） のみに係るもの）を除く。）について審議する。	2　審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本 的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第 二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。） のみに係るもの）を除く。）について審議する。
3～8　（略）	3～8　（略）	3～8　（略）
（業務）		（業務）
第二十三条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 。	第二十三条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 。	第二十三条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 。
一～六　（略）	一～六　（略）	一～六　（略）
七　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規 定する保険給付を行うこと。	七　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規 定する保険給付を行うこと。	七　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規 定する保険給付を行うこと。
八　共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付を行うこと。	八　共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。	八　共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。
九　共済法第二十六条第一項に規定する福利厚生事業を行うこと。	九　第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。	九　第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。
十　第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。	（略）	（略）
2　（略）	3　事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うこ とができる。	3　事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うこ とができる。
3　事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うこ とができる。		

一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二・三 (略)

4 (略)

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2～6 (略)

(区分経理)

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

三 第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

四 第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

一 共済法第二十条第二項に規定する短期給付を行うこと。

二・三 (略)

4 (略)

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第九号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2～6 (略)

(区分経理)

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第五号に掲げるものを除く。）

三 第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理（第五号に掲げるものを除く。）

四 第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第五号に掲げるものを除く。）

<p>五 第二十三条第一項第九号及び同条第三項第二号の業務に係る経理</p> <p>六 第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に係る経理</p>	<p>2 (略)</p> <p>(利益及び損失の処理)</p>
<p>第三十五条 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前二項の規定は、第三十三条第一項第二号から第六号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前二項の規定は、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(余裕金の運用)</p>	<p>(余裕金の運用)</p>
<p>第三十九条 (略)</p>	<p>第三十九条 (略)</p>
<p>2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。</p>	<p>2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第四号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。</p>
<p>(財務大臣との協議)</p>	<p>(財務大臣との協議)</p>
<p>第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p>
<p>一 第二十六条において準用する行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第九項、第三十八条又は第三十八条の二に</p>	<p>四 第二十三条第一項第八号及び同条第三項第二号の業務に係る経理</p> <p>五 第二号及び第三号に掲げる業務に係る事務に係る経理</p>
	<p>2 (略)</p> <p>(利益及び損失の処理)</p>
<p>第三十五条 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前二項の規定は、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前二項の規定は、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(余裕金の運用)</p>	<p>(余裕金の運用)</p>
<p>第三十九条 (略)</p>	<p>第三十九条 (略)</p>
<p>2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第四号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。</p>	<p>2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第四号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。</p>
<p>(財務大臣との協議)</p>	<p>(財務大臣との協議)</p>
<p>第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>四 第二十三条第一項第八号及び同条第三項第二号の業務に係る経理</p> <p>五 第二号及び第三号に掲げる業務に係る事務に係る経理</p>

おいて準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号又は第六号の経理に係るものに限り、第三十八条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二・三　（略）

四 第三十二条第一項の規定による承認（第三十三条第一項第三号又は第六号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

五　（略）

おいて準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限り、第三十八条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二・三　（略）

四 第三十二条第一項の規定による承認（第三十三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

五　（略）

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）

（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

附 則	改 正 後	
	改	正
（私立学校教職員共済法の標準報酬月額に関する経過措置）	第七十七条 施行日前に改正前私学共済法第二十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により定められ、又は改定された平成二十七年九月における標準給与の月額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。	第七十七条 施行日前に改正前私学共済法第二十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により定められ、又は改定された平成二十七年九月における標準給与の月額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。
（改正前私学共済法による職域加算額の経過措置）	第七十八条 改正前私学共済法の退職共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付及び改正前私学共済法の障害共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十二条第一項の規定により加算する同項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び第三項において「改正前支給要件規定」という。）は、以下の各号に定める金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条において「改正前支給要件規定」という。）は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	第七十八条 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前私学共済法の退職共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条において「改正前支給要件規定」という。）は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

いて準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 3 |
- 2 | 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（次項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）があるときは、改正前私学共済法の遺族共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ及びロの規定により加算する同号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び次項において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 1 | 前二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給

- 一 施行日の前日において改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者
- 二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）

要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前私学共済法第五条中「退職共済年金及び」とあるのは、「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（改正前私学共済法による給付）

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付並びに施行日において私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（改正前私学共済法による給付）

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付を含む。）及び旧私学共済法による年金である給付並びに施行日において私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置)

第八十一条 第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下この条において「改正後事業団法」という。）の規定の適用については、当分の間、改正後事業団法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

(日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置)

第八十一条 第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下この条において「改正後事業団法」という。）の規定の適用については、当分の間、改正後事業団法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

◎ 登録免許税法（昭和四十一年法律第三十五号）

（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

改 正 後

名称	根拠法	非課税の登記等	
二十一 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	（略）
二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する学校（学校法人又は私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）の校舎等の所有権又は当	二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する学校（学校法人又は私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）の校舎等の所有権又は当	第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付が	（略）

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

改 正 前

名称	根拠法	非課税の登記等	
二十一 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	（略）
二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する学校（学校法人又は私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）の校舎等の所有権又は当	二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する学校（学校法人又は私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）の校舎等の所有権又は当	第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付が	（略）

四 二十二 （略） 二十	
（略）	
（略）	<p>三　日本私立学校振興・共済 事業団法第二十三条第一項 第九号（業務）の業務の用 に供する建物の所有権の取 得登記又は当該業務の用に 供する土地の権利の取得登 記</p>
（略）	あるもの に限る。

四 二十一 （略） 二十	
（略）	
（略）	<p>三　日本私立学校振興・共済 事業団法第二十三条第一項 第八号（業務）の業務の用 に供する建物の所有権の取 得登記又は当該業務の用に 供する土地の権利の取得登 記</p>
（略）	あるもの に限る。

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	改 正 前
四十九ヶ百二十 (略)	四十八 日本私立学校振 興・共済事業団	別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）
四十九ヶ百二十 (略)	四十八 日本私立学校振 興・共済事業団	<p>提供を受ける国の機関又 は法人</p> <p>一〇四十七の六 (略)</p> <p>事務</p>	<p>提供を受ける国の機関又 は法人</p> <p>一〇四十七の六 (略)</p> <p>事務</p>
四十九ヶ百二十 (略)	四十八 日本私立学校振 興・共済事業団	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>四十八 日本私立学校振 興・共済事業団</p> <p>私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項の短期給付若しくは同条第二項の退職等年金給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>四十八 日本私立学校振 興・共済事業団</p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十九条の年金である給付又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項の短期給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

◎

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百六号）

（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前 (一元化法による改正後)
附 則	附 則	（国の補助の特例）
第六条 国は、私立学校教職員共済法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、事業団が当該事業年度において支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。	第六条 国は、私立学校教職員共済法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、事業団が当該事業年度において支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。	（国の補助の特例）
一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額	一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額	（国の補助の特例）
二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項	二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項	

に規定する額に相当する部分を除く。)として政令で定める部分に
相当する額の四分の一

(略)

に規定する額に相当する部分を除く。)として政令で定める部分に
相当する額の四分の一

(略)

◎ 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）

（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表第二（第二条関係）		改 正 後
（略）		（略）
日本私立学校振興・共済事業団	一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第九号までに掲げる業務	一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務
三　事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務	二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務	二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務
（略）		（略）
日本私立学校振興・共済事業団	一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務	一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務
三　事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務	二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務	二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務

◎ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表第二（第二条関係）	改 正 後
日本私立学校振興・共済事業団	（略）
一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第九号までに掲げる業務	（略）
二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務	（略）
三　事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務	（略）
別表第一（第一条関係）	改 正 前
日本私立学校振興・共済事業団	（略）
一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務	（略）
二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務	（略）
三　事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務	（略）

◎ 放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）

（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改正前（一元化法による改正後）
		改正後
（私立学校教職員共済法の特例）		
第十一條	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「共済法」という。）の退職等年金給付に関する規定は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第一百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二条）第一百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員については、適用しない。ただし、当該職員が国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項第一号又は地方公務員等共済組合法第二百四十条第二項第一号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。	私立学校教職員共済法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第一百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二条）第一百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員については、適用しない。ただし、当該職員が国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項第一号又は地方公務員等共済組合法第二百四十条第二項第一号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。
3	前項の放送大学学園の職員に関する共済法の規定の適用については、共済法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあ	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第一百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二条）第一百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあ

り、並びに共済法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、共済法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛け金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛け金等」とあるのは「に係る掛け金」とする。

◎

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）
 （附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
後

（私立学校教職員共済法の特例）

第十六条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

の退職等年金給付に関する規定は、私立大学派遣検察官等には、適用しない。

2 私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法の規定の適用

については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛け金等」とあるのは「に係る掛け金」とする。

3 私立大学派遣検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する私立学校教職員共済法の規定の適用に

改 正 前 （一元化法による改正後）

（私立学校教職員共済法の特例）

第十六条

私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛け金等」とあるのは「掛け金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛け金等」とあるのは「に係る掛け金」とする。

私立大学派遣検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する私立学校教職員共済法の規定の適用に

については、同法第二十一条第一項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により国から支給される給与であつて共済規程で定めるもの（次条において「私立大学派遣検察官等に対する国の給与」という。）を含む。）」と、同法第二十二条第五項及び第十項中「報酬の総額」とあるのは「報酬（当該期間における私立大学派遣検察官等に対する国の給与を含む。）の総額」と、同法第二十八条第一項中「及び」とあるのは「並びに」と、「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、同条第三項及び第五項中「当該学校法人等」とあるのは「当該学校法人等及び国」と、同法第二十九条第一項から第三項までの規定中「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」とする。

4|
（略）

については、同法第二十一条第一項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により国から支給される給与であつて共済規程で定めるもの（次条において「私立大学派遣検察官等に対する国の給与」という。）を含む。）」と、同法第二十二条第三項及び第八項中「報酬の総額」とあるのは「報酬（当該期間における私立大学派遣検察官等に対する国の給与を含む。）の総額」と、同法第二十八条第一項中「及び」とあるのは「並びに」と、「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、同条第三項及び第五項中「当該学校法人等」とあるのは「当該学校法人等及び国」と、同法第二十九条第一項から第三項までの規定中「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」とする。

3|
（略）

◎ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号）

（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

二号
（私立学校教職員共済法の一部改正）

改 正 後

改 正 前 （一元化法による改 正 後）

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十九条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

の一部を次のように改正する。

（削除）

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十九条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「専任でない者」の下に「又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「常時勤務に服しない者」を「一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

第三級	第二級	第一級	標準報酬月額 の等級	標準報酬月額	報酬月額
一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	八八、〇〇〇円			
一〇一、〇〇〇円以上	九三、〇〇〇円以上未満	九一、〇〇〇円未満			

第十一級	第十級	第九級	第八級	第七級	第六級	第五級	第四級	
一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	
一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四五、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満 一三〇、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満 一二二、〇〇〇円以上	一二四、〇〇〇円未満 一二三、〇〇〇円以上	一二四、〇〇〇円未満 一〇七、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満

第二十級	第十九級	第十八級	第十七級	第十六級	第十五級	第十四級	第十三級	第十二級
三三〇、 ○〇〇円	三〇〇、 ○〇〇円	二八〇、 ○〇〇円	二六〇、 ○〇〇円	二四〇、 ○〇〇円	二二〇、 ○〇〇円	二〇〇、 ○〇〇円	一九〇、 ○〇〇円	一八〇、 ○〇〇円
三三〇、 ○〇〇円以上	三一〇、 ○〇〇円未満	二九〇、 ○〇〇円以上	二七〇、 ○〇〇円未満	二五〇、 ○〇〇円以上	二三〇、 ○〇〇円未満	二一〇、 ○〇〇円以上	一九五、 ○〇〇円未満	一八五、 ○〇〇円以上

第二十九級	第二十八級	第二十七級	第二十六級	第二十五級	第二十四級	第二十三級	第二十二級	第二十一級
五六〇、 ○○○円	五三〇、 ○○○円	五〇〇、 ○○○円	四七〇、 ○○○円	四四〇、 ○○○円	四一〇、 ○○○円	三八〇、 ○○○円	三六〇、 ○○○円	三四〇、 ○○○円
五四五、 ○○○円以上	四五五、 ○○○円未滿	五一五、 ○○○円未滿	四八五、 ○○○円以上	四五五、 ○○○円未滿	四五五、 ○○○円以上	三九五、 ○○○円未滿	三七〇、 ○○○円未滿	三五〇、 ○○○円未滿

第三十七級	第三十六級	第三十五級	第三十四級	第三十三級	第三十二級	第三十一級	第三十級	
八三〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	
八五五、〇〇〇円未満 八一〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満 七七〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満 七三〇、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満 六九五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満 六六五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満

第二十二条第四項中「第十項」の下に「若しくは第十一項及び第十二項」を加え、同条第九項に次のただし書を加える。
ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

第二十二条第二項中「十七日」の下に「（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「第十項」の下に「若しくは第十一項及び第十二項」を加え、同条第九項に次のただし書を加える。
ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

第三十八級	第三十九級	第四十級	第四十一級	第四十二級	第四十三級	第四十四級
八八〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	九八〇、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇九〇、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	一、二一〇、〇〇〇円
八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満	一、一二五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円以上

(以下略)

(以下略)

第十九条の二 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「専任でない者」の下に「又は臨時に使用者であつて、政令で定めるもの」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「常時勤務に服しない者」を「一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	標準報酬月額 の等級
一一八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	標準報酬月額
一二三、〇〇〇円未満	一二四、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満	九三、〇〇〇円未満	報酬月額

第十四級	第十三級	第十二級	第十一級	第十級	第九級	第八級	第七級	第六級
二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円
一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一五六、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満

第二十二級	第二十一級	第二十級	第十九級	第十八級	第十七級	第十六級	第十五級	
三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	
三七〇、〇〇〇円未満以上	三五〇、〇〇〇円未満以上	三三〇、〇〇〇円未満以上	三一〇、〇〇〇円未満以上	三〇〇、〇〇〇円未満以上	二九〇、〇〇〇円未満以上	二七〇、〇〇〇円未満以上	二五〇、〇〇〇円未満以上	二一〇、〇〇〇円未満

第三十一級	第三十級	第二十九級	第二十八級	第二十七級	第二十六級	第二十五級	第二十四級	第二十三級
六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円
六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満	五七五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円未満	五一五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満

第二十二条第二項中「第三十級」を「第三十一級」に、「第三十二級」を「第三十二級」に、「第三十三級」に、「第三十四級」を「第三十六級」に、「第三十六級」を「第三十五級」に、「第三十五級」を「第三十七級」に、「第三十七級」を「第三十八級」に、「第三十八級」を「第三十九級」に、「第三十九級」を「第四十級」に、「第四十級」を「第四十一級」に、「第四十一級」を「第四十二級」に、「第四十二級」を「第四十三級」に、「第四十三級」を「第四十四級」に改め、同条第五項中「十七日」の下に「（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十二年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（三）（略）

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十八条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十二年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（三）（略）

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十八条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、

第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五项及び第四十三条第十二项の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附则第十九条第二项の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二项、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九项及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附则第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条第一項及び第一百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附则第十八条第八项及び第二十条の二の改正規定並びに同法附则第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三项の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附则第四条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第

第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附则第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附则第十八条第五项及び第四十三条第十二项の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附则第十九条第二项の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二项、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九项及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附则第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条第一項及び第一百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附则第十八条第八项及び第二十条の二の改正規定並びに同法附则第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第十四条第一項、第二十二条第一項及び第二项並びに第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三项の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附则第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条から第四十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条から第五十条まで

七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定
公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定め
る日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに
同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平
成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十
条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地
方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規
定、第二十五条中健康保険法第三条及び第四十一条第一項の改正規
定、同法附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付す
る改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第二十六条中
船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第
二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七
条、第四十五条、第四十六条、第四十八条の二、第四十八条の三、
第五十一条から第五十六条まで、第五十九条及び第六十条の規定
平成二十八年十月一日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに
同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平
成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十
条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地
方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条中私立学
校教職員共済法第十四条第一項並びに第二十二条第一項及び第二項
の改正規定、第二十五条中健康保険法第三条及び第四十一条第一項
の改正規定、同法附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出
しを付する改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第二
十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七
条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条
、第十七条、第四十五条、第四十六条、第四十八条の二、第四十八
条の三、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条及び第六十条
の規定 平成二十八年十月一日